

議第4号議案

地方公共団体の事務負担軽減に向けた公金受取口座の活用に関する意見書

地方公共団体の事務負担軽減に向けた公金受取口座の活用に関する意見書を、ふじみ野市議会会議規則（平成17年ふじみ野市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月15日

提出者 ふじみ野市議会議員

民 部 佳 代

賛成者 ふじみ野市議会議員

山 田 敏 夫

川 畑 京 子

塚 越 洋 一

ふじみ野市議会

議長 加 藤 恵 一 様

地方公共団体の事務負担軽減に向けた公金受取口座の活用に関する意見書

政府は現在、税・社会保険料負担や物価高に苦しむ中所得・低所得の方々の負担を減らすため「給付付き税額控除」の導入に向けた検討を進めている。

しかしながら、対象者の所得状況の正確な把握や、対象世帯・個人への給付金の確実な振込などの実務は、その多くが地方公共団体の窓口任せられることが想定される。過去の給付金支給事業においても、対象者の確認、申請書の発送・回収・審査、そして膨大な振込口座の確認作業などにより、自治体の現場には極めて大きな事務負担が生じ、本来の通常業務や住民サービスに支障を来す事態も発生してきた。

国はこれまで、社会のデジタル化および行政手続の効率化を目指し、マイナンバーカードの普及と、それに紐づく「公金受取口座」の登録を国策として強力で推進してきた経緯がある。多くの国民が迅速な給付を期待し、また行政の効率化に協力する目的で同口座を登録している現状において、今回の新たな給付措置にこのインフラの活用を進めるべきである。

よって、ふじみ野市議会は、政府に対し、「給付付き税額控除」の執行にあたり、地方公共団体に過度な負担を強いることのないよう、下記の事項を迅速に一歩進めて講じるよう強く要望する。

記

1 公金受取口座の原則活用による事務一元化

給付金の振込事務においては、既に国によって構築されている公金受取口座を最大限かつ原則的に活用し、地方公共団体における個別の口座確認や入力作業などの事務負担を抜本的に軽減すること。

2 国による情報連携システムの構築と支援

所得把握から給付に至るプロセスにおいて、自治体が個別にデータ照合や確認作業に追われることのないよう、国が一元的に管理・処理できるデジタルシステムを提供、または既存の仕組みの機能を拡張し、確実な給付体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
デジタル大臣